

石部南学区まちづくり協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、石部南学区まちづくり協議会(以下、本会という)と称し、事務局を石部南まちづくりセンター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、石部南学区内にある貴重な自然と伝統を守り、豊かで、すみよい、やすらぎのある美しいまちをつくるため、地域の住民が相互に連携し、地域の特色を生かしたまちづくりを推進することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、石部南学区地域の自治会員、及び会の趣旨に賛同する幅広い市民とする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)地域の連帯感を深めるふれあい事業
- (2)自然豊かなふるさとづくり事業
- (3)地域の歴史・文化を守り、文化芸術活動を振興する事業
- (4)人づくり事業
- (5)青少年育成と生涯学習推進事業
- (6)健康と安心安全なまちづくり事業
- (7)福祉と人権のまちづくり事業
- (8)市・区・各種団体・企業等と共働しまちづくりを発展させる事業
- (9)広報・啓発事業
- (10)行政からの指定管理受託事業
- (11)その他本会の目的達成のため必要な事業活動

(委員)

第5条 本会は第2条の目的に賛同する石部南学区住民、各地区代表及び各種団体の代表をもって委員とする。

- 2 委員は、各部会の構成員となり、第4条記載事業の遂行に当たる。
- 3 委員は、総会の代議員の資格を持つ。
- 4 委員は、経営会議の承認により選任する。
- 5 委員の定数は、設けない。
- 6 委員の任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

(部会)

第6条 各部会は、必要に応じて設置することが出来る。

- 2 各部会は、総会で承認された事業計画に基づき、具体的な事業を行う。

(役員)

第7条 本会につきの役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 石部南学区の区長5名 プラス 数名
- (3)事務局長 1名
- (4)会計 1名
- (5)監事 2名
- (6)部会長 各部会より 1名
- (7)センター長 1名

(役員を選出と任期)

第8条 役員を選出は次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長、会計及び監事は、経営会議で決定し、総会で承認する。
- (2) 部会長は、部会が委員の中から選出し、経営会議で承認する。
- (3) 監事は、経営会議で決定し、総会で承認する。また他の役員を兼務することは出来ない。
- (4) センター長は会長の推薦を受け、経営会議で決定し、総会で承認する。

2 役員任期は次の通りとする。

- (1) 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- (2) 欠員となった場合、新たに役員となった後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員任期満了後でも後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

(役員職務)

第9条 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある時はその職務の代理者とする。
- (3) 事務局長は、下記の業務を統括する。
 - (ア) 本会の運営及び事業活動に伴う事務の統括
 - (イ) 石部南まちづくりセンターの管理運営全般の統括
- (4) 会計は、本会の運営及び事業活動に伴う出納、経理事務を担当する。
- (5) 監事は、本会の業務及び会計の監査事務を担当する。
- (6) 部会長は、各部会を統括する。
- (7) センター長は、センターの運営業務を統括する。

(役員・委員の解任及び退任)

第10条 役員及び委員にその役に相応しくない行為があった時は、その選任の例により総会又は経営会議においてこれを解任することが出来る。

この場合、当該役員並びに委員に対し総会又は経営会議において弁明の機会を与えなければならない。

2 役員並びに委員は、会員の資格を喪失したとき退任する。

(会議)

第11条 本会の会議は次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 経営会議
- (3) 三役会議

2 会議は必要に応じて会長が招集する。

(総会)

第12条 総会は本会の最高決議機関である。

2 総会は定期総会及び臨時総会とする。

3 定期総会は事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

4 臨時総会は次の場合に開催する。

- (1) 経営会議の決議があった時
- (2) 委員の3分の1以上の要請があった時

5 総会は代議員及び役員をもって構成する。

6 代議員は、第5条第3項の総会代議員資格を持つ委員とする。

7 総会は代議員及び役員の委任状も含めた過半数の出席で成立し、出席構成員の過半数により議決することが出来る。

- 8 総会は次の事項を審議し決定する。
 - (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 規約の制定改廃に関する事
 - (4) 会長、副会長、事務局長、会計及び監事を選任並びに解任に関する事項
 - (5) その他重要事項に関する事

(経営会議)

第13条 経営会議は、次の事項を審議・決定する本会の議決機関である。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
 - (2) 総会から付託された事項
 - (3) 本会運営、事業執行状況に関する事
 - (4) その他本会の目的(第2条)達成のために必要な事項
- 2 経営会議の構成員は、次の通りとする。
 - (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 事務局長
 - (4) 会計
 - (5) 部会長
 - (6) センター長
 - 3 経営会議は毎月1回開催する。 但し会長が必要と認めた時は臨時に開催出来る。
 - 4 経営会議は構成員の過半数の出席をもって成立する。
 - 5 経営会議の議決は、出席した構成員の過半数をもって決し、賛否同数の時は会長の決するところによる。

(三役会議)

第14条 三役会議は、次の事項を審議する本会の審議機関である。

- (1) 経営会議に提出する議案の審議
 - (2) 本会の方針等の重要事項の審議
- 2 三役会議の構成員は、会長、副会長、事務局長、会計とする。
 - 3 三役会議の開催は、不定期とする。
 - 4 三役会議は構成員の過半数の出席をもって成立する。
 - 5 三役会議の評決は、出席した構成員の過半数をもって決し、賛否同数の時は会長の決するところによる。
 - 6 三役会議にて評決した案件の中で必要な案件は経営会議に提出して審議する。

(慶弔発生時の対応)

第15条 本会が関連する団体や本会委員に慶弔事項が発生した場合の対応を取り決める。

- (1) 本会が関連する団体とは、湖南省が定める各まちづくり協議会をいう。
 - (2) 本会委員とは、当年度の在籍する委員であり、前年度以前に在籍した委員は含まない。
 - (3) 本会委員の親族はこれに含まない。
- 2 慶弔の取り扱い
 - (1) 慶事については、これを対象としない。
 - (2) 弔事時の香典金額については、以下に準じる。但し、入院、自宅療養等は対象としない。
 - ① 本会関連団体会長のご逝去 ￥10,000円
 - ② 本会委員のご逝去 ￥10,000円
 - 3 弔事において香典や供花等の判断が必要な場合は、会長がこれを判断、処置し結果を経営会議で報告する。
 - 4 弔事の費用は、会計から支出するものとする。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計)

第17条 本会は、次の収入により運営する。

- (1) まちづくり交付金
- (2) 各種補助金
- (3) 石部南まちづくりセンター及び石部南運動場に対する指定管理料
- (4) その他の収入

2 本会の会計処理は、センターの指定管理関係とその他の活動を分けて処理する。

(細則)

第18条 この規約の施行にあたって必要がある場合には、細則を定めることが出来る。

2 細則は経営会議の審議とその過半数の同意で決定し、総会の承認を受ける。

3 この規約及び細則に定める以外に、本会の運営に関して必要な事項及び解釈の整理統一を要する事項は、経営会議がそれを定める。

付則－1 この規約は、平成20年12月7日から施行する。

付則－2 この規約は、平成21年12月の臨時総会で改定し、同月14日から施行する。

付則－3 この規約は、平成23年4月24日の総会で改定し、同月1日から施行する。

2 第5条第6項の規定にかかわらず、平成22年度の運営委員の任期を平成23年度まで延長し平成24年度に各区半数以下の運営委員について改選を行い、改選を行わない運営委員の任期はさらに平成25年度まで延長する。

付則－4 この規約は、平成24年12月の臨時総会で改定し、1月1日から施行する。

付則－5 この規約は、平成26年3月の臨時総会で改定し、4月1日から施行する。

付則－6 この規約は、平成27年4月の定期総会で改定し、5月1日から施行する。

付則－7 この規約は、平成30年4月の定期総会で改定し、5月1日から施行する。

付則－8 この規約は、平成31年4月の定期総会で改定し、令和元年5月1日から施行する。

付則－9 この規約は、令和3年4月の定期総会で改定し、令和3年5月1日から施行する。